

令和8年度観光コンテンツ開発支援事業助成金 交付要綱

（目的）

第1 本県の観光の魅力発信及び誘客拡大に向けた受入態勢整備を図るとともに、継続した誘客につながるよう、事業者等が連携して取り組むコンテンツの造成及び企画の実施等を行う事業に対し、予算の範囲内で、この要綱により助成金を交付するもの。

（定義）

第2 この要綱において「事業者等」とは、協議会の会員・賛助会員及び岩手県内に主たる営業所を置く、次に掲げる者をいう。

- (1) 個人事業者
- (2) 株式会社、有限会社及び合同会社
- (3) 事業協同組合及び企業組合
- (4) 観光地域づくり法人（DMO）、NPO法人、商工会、商工会議所、観光協会
- (5) 市町村

（助成対象事業）

第3 助成金の交付の対象となる事業（以下、「助成事業」という。）は、次に掲げる条件を満たしているものとする。

- (1) 地域の特性を生かしたアクティビティや、食・祭り・文化等、岩手県内の魅力を体感でき、原則として、複数事業者が連携する事業であること。
- (2) 催行日が令和8年10月13日（火）から令和9年2月28日（日）までであること。
- (3) (2)の期間中に複数回実施する事業であること。
- (4) 商品の内容に沿ったメインターゲット層が設定されていること。なお、インバウンド客も対象として設定可能であるもの。
- (5) 令和9年度以降も継続した販売を想定した事業であること。

※ 募集型企画旅行と判断される事業は対象外とする。

（交付対象者）

第4 助成金の交付の対象は、助成事業を実施する事業者等（以下、「助成事業者」という。）とする。

（助成金の額及び対象経費）

第5 助成金の額は、1事業当たりの上限額を700千円とし、助成事業の実施にかかる経費（以下、「対象経費」という。）の300千円までは定額助成、300千円を超える部分は定率（対象経費の1/2）助成とする。

2 対象経費は、別表第1に掲げるものとする。

なお、対象経費は、助成金の交付の決定をした日（以下、「交付決定日」という。）以降に発注・契約等をしたものであり、かつ、事業期間内に支払及び納品が完了した経費とする。

3 対象経費に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 6 交付の申請をしようとする場合は、別表第 2 に掲げる書類を、協議会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 7 第 6 の規定に基づく申請があったときは、協議会はその内容を審査したうえで、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 協議会は、助成金の交付を決定したときは、申請をした助成事業者に対し、その結果を速やかに通知するものとする。

(計画の変更の承認)

第 8 助成事業者は、交付決定を受けた金額の範囲内で助成対象事業の内容を変更する場合は、あらかじめ別表第 2 に掲げる書類を提出し、協議会の承認を受けなければならない。

2 協議会は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは第 7 の 2 に準じて通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

第 9 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別表第 2 に掲げる書類を提出し、協議会の承認を受けなければならない。

(助成事業の完了)

第 10 助成事業者は、助成事業が完了したときは、別表第 2 に掲げる書類を、協議会に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 11 協議会は、第 10 の規定に基づく実績報告があった場合は、それを審査し、実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金交付確定額を助成事業者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第 12 助成事業者は、第 11 に規定する交付確定額の通知受領後、別表第 2 に掲げる書類を、協議会に提出しなければならない。

2 協議会は、前項の規定に基づく支払いの請求があった場合は、それを審査し、適正と認めたときは、助成金を速やかに支払うものとする。

(立入検査等)

第 13 協議会は、予算の執行の適正を期するため、助成事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該

職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、協議会が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

（交付の決定の取消）

第 14 協議会は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものがあることが判明した場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 申請した助成事業と著しく内容が異なるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（助成金の返還）

第 15 助成事業者は、第 14 の規定により助成金の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、協議会の命ずるところにより助成金を返還しなければならない。

（書類の整備等）

第 16 助成事業者は、助成事業に係る助成金の経理を明らかにした書類を整備し、当該助成事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間（当該助成事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が 5 年を超える場合にあっては当該処分の制限期間）これを保存しなければならない。

（その他）

第 17 協議会は、助成事業者に対し、この要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 26 日から施行する。

別表第1（第5関係）

対象経費	内容	備考
賃金	助成事業実施のために臨時的に雇い入れを行う場合の人件費	・助成事業以外にも従事する職員・スタッフの任用を除く ・賞与、諸手当、社会保険料は除く
謝金	専門家（アドバイザー等）、出演者等への謝金	・助成事業者自身に含まれる者に対する謝金は除く
旅費	専門家（アドバイザー等）、出演者等の移動に要する運賃や宿泊費	・公共交通機関によらないタクシー代、レンタカー代、高速道路料金、駐車場料金、ガソリン代などは除く ・助成事業者自身に含まれる者の移動に要する運賃や宿泊費は除く
広告宣伝費	のぼり作成、販促物作成、新聞広告代等	
印刷製本費	チラシ・リーフレット等の印刷費（版代を含む）、翻訳費等	・チラシ・リーフレットは上限1,000枚とする
外注費	直接実施できないもの、又は直接実施が適当でないものについて、他の事業者に外注若しくは委託するために必要な経費	
物品購入費	補助事業の実施に真に必要不可欠かつ他の事業者から借り上げて対応することが困難な物品の購入に限る	・汎用性があり、目的外使用になり得る物品の購入費は除く ・物品購入に伴う送料は含めて差し支えない
その他特に必要と認められる経費		

※ 対象経費は原則、交付決定日から助成対象期間内に納品及び支払が完了した経費とし、交付決定前に発注・契約等をしたものは対象外とする。

※ 助成事業者の人件費、旅費、会食費、食糧費、事務費及び備品購入費に関する経費は対象外とする。

別表第 2（第 6、8、9、10、12 関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
要綱第 6 の 規定による 書類	1 交付申請書 2 実施概要書 3 2 を補足する書類等 4 事業費積算書 5 4 を補足する積算にかかる根拠書類等 6 その他協議会が必要と認める書類	第 1 号 第 2 号 第 3 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	令和 8 年 9 月 15 日 (火) まで
要綱第 8 の 規定による 書類	1 事業変更承認申請書 2 その他協議会が必要と認める書類	第 4 号	1 部 1 部	助成事業の変更を 行う日の 14 日前ま で
要綱第 9 の 規定による 書類	1 事業中止（廃止）承認申請書 2 その他協議会が必要と認める書類	第 5 号	1 部 1 部	助成事業の中止又 は廃止を行う日の 14 日前まで
要綱第 10 の 規定による 書類	1 実績報告書 2 実績概要書 3 2 を補足する書類等 4 事業費決算書 5 4 を補足する支出にかかる根拠書類等 6 その他協議会が必要と認める書類	第 6 号 第 7 号 第 8 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	助成事業完了の日 から起算して 30 日 を経過した日又は 令和 9 年 3 月 12 日 (金) のいずれか 早い日
要綱第 12 の 規定による 書類	1 請求書 2 振込口座の銀行名、支店名、普通当座 の別、口座番号、名義人（フリガナ）の 分かる部分の通帳の写し	第 9 号	1 部 1 部	助成金額確定通知 の受領から 14 日以 内